

社会福祉法人熊本県視覚障がい者福祉協会  
『役員に対する報酬及び費用弁償規程』

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊本県視覚障がい者福祉協会の定款第21条に基づき、役員への報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、この規程の定めるところによる。

(役員等)

第2条 本規定でいう役員とは、理事、監事、評議員をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員のうち会長及び監事には、報酬を別表のとおり支給する。

(費用弁償)

第4条 役員が理事会、評議員会への出席の他、役員が業務を行う為出張したときは、費用を弁償する。

(2) 費用弁償の場合は別表のとおりとする。

(出張命令)

第5条 役員の出張は、出張命令による他、会議招集権者の発する出頭通知によることができる。

(準用規定)

第6条 役員への費用弁償方法については、その都度支給するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(別 表)

(報酬及び費用弁償額)

(1) 会長報酬 当法人会長の職務の報酬として、あいEYEワークセンター管理者に就くことを条件とする。その額は、月額3万～5万円を支給する。

(2) 役員会議

役員会議1回開催につき、1,000円を支給する。

ただし、交通費については、公共交通機関利用実費額を別途支給する。(障害者については、身障者割引とする。)

(3) 監事

1年に1回開催する監査会については、監事に5,000円を支給する。ただし、交通費については、公共交通機関利用実費額を別途支給する。(障害者については、身障者割引とする。)

(附 則)

- (1) この規則は、平成 元年 4月 1日より施行する。
- (2) この規定の変更は理事会の議決による。
- (3) 改正 平成 5年 4月 1日 同日より施行する。
- (4) 改正 平成17年12月23日 同日より施行する。
- (5) 改正 平成19年 4月 1日 同日より施行する。
- (6) 改正 平成29年 6月 4日 より施行する。